

生駒市図書館条例施行規則(昭和62年3月生駒市教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(貸出しの期間及び冊数)</p> <p>第11条 図書の貸出期間は、2週間以内とし、同時に貸出しを受けることができる冊数は、1人<u>5冊</u>以内とする。ただし、館長は、必要と認めるときは、冊数を別に指定することができる。</p>	<p>(貸出しの期間及び冊数)</p> <p>第11条 図書の貸出期間は、2週間以内とし、同時に貸出しを受けることができる冊数は、1人<u>12冊</u>以内とする。ただし、館長は、必要と認めるときは、冊数を別に指定することができる。</p>